

照度及び作業環境測定に関する見直しの方向性（案）

（１）作業面の照度について

- 照度の基準は、昭和 46 年に旧事務所衛生基準規則が制定された際、当時の JIS Z9110 等を参考に、事務作業の実情に合わせて、精密な作業を 300 ルクス以上、普通の作業を 150 ルクス以上、粗な作業を 70 ルクス以上と定めたもの。制定後長期間を経ており、夜間路上の街灯下程度の 70 ルクスなどは事務作業に適さなくなっている。
- 事務所衛生基準規則で定める照度の基準は、明るさが不足することによる眼精疲労や、文字が見つらいために悪い姿勢を続けることによる上肢障害などの健康障害を防止する観点から、すべての事務所に対して適用するもの。作業に応じた適切な照度は、これを満たした上で事務所ごとに検討すべきものである。
- 事務所で事務作業に従事する労働者の年齢分布は、昭和 46 年当時と比べて高くなっており、高年齢労働者も含めたすべての労働者に配慮した視環境の確保を図る必要がある。必要に応じて、視力を眼鏡等で矯正した上で、作業面における照度を適切に確保することが重要。
- 現在の事務作業の実情を踏まえて JIS Z9110 に規定する各種作業における推奨照度やその照度範囲を検討すると、事務所衛生基準規則の照度基準は、情報機器作業を含む一般的な事務作業において 300 ルクス以上、それに付随する補助的な事務作業（文字を読み込まないもの）において 150 ルクス以上とすることが妥当と考えられる。製図などの精密な作業においては、より高い照度が必要であり、JIS Z9110 を参考にするなどして作業に応じて事務所ごとに対応すべきであるが、すべての事務所に対して適用する一律の照度基準を示すことは適切でない。

（２）作業環境測定（一酸化炭素、二酸化炭素濃度）について

- 中央管理方式の空気調和設備を設けている事務室については、一酸化炭素・二酸化炭素の含有率、室温・外気温及び相対湿度を 2 月以内ごとに測定する必要がある。このうち、室温・外気温及び相対湿度については、一定要件の下で、年 3 回でよいこととされている。
- 事務所の空気環境の維持管理の状況は、建築物衛生法に基づくデータからは全体として改善されているとはいえ、作業環境測定を実施して、労働者が滞在する事務室における空気環境を把握することが必要である。特に、二酸化炭素については、主として事務室内に滞在する労働者の呼気により上昇し、外気の導入により希釈されるものであるが、外気に含まれる二酸化炭素の濃

度が高い状態にあるとともに、省エネルギーなどによる換気量の低下によって、室内の二酸化炭素の濃度が高くなる傾向がみられる。

- 近年、自動制御機能を備えた空気調和設備など、必要な換気性能を有する建築物も増えてきている。そのような施設では、在室者に応じた十分な気積が確保され、かつ二酸化炭素濃度の濃度が上昇しすぎないように適切に制御されている事例が多くみられる一方、在室者の大幅な増加や制御設定の変更は、室内の二酸化炭素濃度の上昇につながっている。
- 一酸化炭素については、燃焼器具の使用に伴う発生や駐車場など外部環境からの流入によるものが考えられ、その異常な濃度上昇による健康障害を考慮すると、作業環境測定の実施による一酸化炭素濃度の把握は必要である。
- これらのことから、一酸化炭素、二酸化炭素に係る作業環境測定については、現行のしくみを維持することが妥当と言えるが、衛生管理者等の事業場担当者による作業環境の自主的な把握、管理の観点からは、検知管に限らず、作業環境測定基準に適合する一酸化炭素、二酸化炭素（炭酸ガス）の濃度測定に使用可能な電子機器を運用上明確化することが妥当である。
- これら電子機器を活用して事務室内の空気環境を定期的に測定してデータを収集したり、在室者数や空気調和設備の運転状況に応じて追加で測定したりすることにより、換気が適切になされ、事務室内の空気環境が良好であることを確認することが可能となる。

(3) その他